

(5) 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下表のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和5年度 決 算 額	都市計画税 充 当 額	事業費に対する 充 当 率	(参考) 前年度充当額
都市計画税 (歳入)	3,758,793			3,724,516
都市計画事業 (歳出)	5,033,495	3,758,793	74.7%	3,724,516
8款 土木費	4,242,916	2,992,277	70.5%	3,009,009
2項 道路橋梁費	0	0	—	2,619
3目 幹線道路整備費 (電線共同溝整備事業のみ)	0	0	—	2,619
5項 都市計画費	1,882,203	1,009,697	53.6%	1,048,941
2目 まちづくり計画事業費	316,398	82,911	26.2%	114,504
3目 街路事業費	719,936	177,576	24.7%	144,397
4目 市街地整備費	845,869	749,210	88.6%	790,040
6項 公園費	547,546	224,601	41.0%	296,540
1目 公園整備費	547,546	224,601	41.0%	296,540
7項 下水道費	1,813,167	1,757,979	97.0%	1,660,909
1目 下水道事業費	1,813,167	1,757,979	97.0%	1,660,909
12款 公債費 (都市計画事業分)	790,579	766,516	97.0%	715,507

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。